

道路法第37条の改正に伴う道路の占用の禁止又は制限に係る取扱いについて

1. 背景

災害が発生した場合において緊急輸送道路※や避難路としての機能を果たすことが想定される防災上の観点から重要な道路については、道路上に設置された占有物件が地震等により倒壊するなどにより、緊急車両等の通行や地域住民等の避難に支障をきたすようなことはできる限り避けなければならないところです。

このため、道路法等の一部を改正する法律（平成25年法律第30号。以下「改正法」という。）が、平成25年6月5日に公布され、防災上の観点から重要な道路について、その緊急輸送道路や避難路としての効用を全うさせるために必要と認める場合に、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第36条による義務占有規定を適用しないこととし、道路管理者が区域を指定して道路の占有を禁止し、又は制限することができるよう措置されました。

※ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画に位置づけられるもの。
災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。

道路法（昭和27年法律第180号）

（道路の占有の禁止又は制限区域等）

第37条 道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るため、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、第32条、第35条及び前条第2項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占有を禁止し、又は制限することができる。

2 道路管理者は、前項の規定により道路の占有を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に、当該道路の占有を禁止し、又は制限しようとする理由及び区域について協議しなければならない。当該道路の占有の禁止又は制限の区域の指定を解除しようとする場合においても、同様とする。

3 道路管理者は、前2項の規定に基づいて道路の占有を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめその旨を公示しなければならない。

2. 概要

（1）当面の対象物件に関する運用方針

道路上に設置されている電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。以下同じ。）については、地震等の災害が発生した場合に、これらが倒壊することにより、緊急車両等の通行や地域住民等の避難に支障をきたすおそれが高いことから、改正法第37条第1項に基づき、区域を指定して道路上における電柱による占有を禁止することとします。

（2）電柱による占有を禁止する道路の区域

平成28年より緊急輸送道路について道路上における電柱による占有を禁止することとします。

（3）既存の電柱の取扱い

電柱による道路の占有を禁止する日として道路管理者が公示した日の前になされた、法第32条第1項若しくは第3項の規定による許可又は法第35条の規定による協議に基づき設置された電柱については、当面の間、占有を認めることとします。

（4）電柱による占有を禁止する道路の区域における例外

以下の①、②の場合であって、直ちに道路区域外に用地の確保ができないと認められる場合は、仮設の電柱の設置を認めることとします。（原則2年間）

- ① 災害又は事故が原因で、現に供給されていた電力・通信サービスが途絶えた場合
- ② 宅地開発又は商業施設や工場の新規建設等が原因で、新たに電力・通信サービスが必要となった場合